

総 括 調 査 票

調査事案名	(37) 自衛隊施設整備へのPFI手法の導入状況			調査対象 予算額	令和3年度（補正後）：211,188百万円 ほか （参考 令和4年度：193,172百万円）		
府省名	防衛省	会計	一般会計	項	防衛力基盤強化推進費ほか	調査主体	共同
組織	防衛本省ほか			目	施設整備費ほか	取りまとめ財務局	(東海財務局)

①調査事案の概要

○自衛隊施設は全国に多数所在し、その施設整備や維持管理には多額の予算を要している。そのため、防衛省においては、業務効率化の観点からも建設、維持管理、運営等について、平成14年度以降、比較的秘匿性の高くない自衛隊施設からPFI手法の導入を開始してきたところである。

○しかしながら、自衛隊施設に対するPFI手法の導入実績は4件にとどまっていることから、例えば自衛隊施設の中でも一般的な用途の施設の整備に対して広くPFI手法を導入することができないか、また、これまでに実施された事業は十分に有効性を発揮しているか等を確認する。（注）

（注）PFIについて

OPFIとは、公共施設等の設計、建設、維持運営管理に民間資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的・効果的な公共サービスの提供を図るという考え方である。

OPFI導入によるメリットについては、一般的には、PFI事業の設計・建設・維持管理・運営といった業務の一括発注や専門的な経営上・技術上のノウハウを活用した事業実施による事業期間を通じた財政負担の縮減や質の良いサービスの提供が期待されており、庁舎、宿舍及び学校施設等の整備に広く導入されている。

○自衛隊施設は、大きく次のように分けられる。自衛隊特有の施設に対しては、PFI手法は馴染みにくいと考えられるものの、一般的な用途の施設については、広く一般的に行われているPFI事業との類似もあり、一定のメリットが生じ得るものもあると考えられる。

- ・自衛隊特有の施設：弾薬庫・火薬庫、飛行場、港湾施設 など
- ・一般的な用途の施設：宿舍・隊舎、学校施設、厚生施設 など

【表1】防衛省がこれまでにPFI手法で実施した自衛隊施設整備事業（令和3年度末時点）

PFI事業名	契約締結日（契約期間）	契約額（億円）
立川公務員宿舍（仮称）整備等事業 （設計、建築、維持管理運営業務）	H16.3.30（10年間）	41.5
海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業 （設計、建築、維持管理運営業務）	H17.3.30（10年間）	30.3
海上自衛隊呉史料館建設維持管理運営事業 （改修、維持管理運営業務）	H26.3.25（8年間）	6.8
海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業 （維持管理運営業務）	R3.3.17（8年間）	9.0

②調査の視点

【調査対象年度】平成16年度～令和4年度（自衛隊施設整備事業に限る。）

【調査対象先数】防衛省：1先

1. PFI手法の適用検討対象の選定基準について

○自衛隊施設の整備を計画する場合には、「防衛省優先的検討規程（平成29年3月防衛省PFI推進チーム決定）」（以下「規程」という。）に定める基準【表2】の全てに該当する事業については、PFI手法の適用を優先的に検討することとされているが、本規程に定める基準がPFI手法の適用検討を妨げる内容となっていないかを確認する。

【調査対象件数】

・下記、①と②の合計 215件

- ①平成31年度～令和4年度の概算要求に計上された事業費総額10億円以上の自衛隊施設整備事業 173件
- ②令和4年度の概算要求に計上された事業費総額5億円以上の自衛隊施設整備事業 42件（①に該当する事業を除く）

【調査対象施設の内訳】

宿舎	学校施設	医療施設	研究施設	情報通信施設	上下水道施設	庁舎	その他
29	5	2	9	8	3	40	119

（その他の内容）
飛行場、湾港、火薬庫、
弾薬庫、航空機整備場、
体育館、隊舎 など

2. 選定における審査状況について

OPFI手法の適用検討対象の選定における審査等が適切に実施されているかを確認する。

【調査対象件数】

・下記、①と②の合計 215件

- ①平成31年度～令和4年度の概算要求に計上された事業費総額10億円以上の自衛隊施設整備事業 173件
- ②令和4年度の概算要求に計上された事業費総額5億円以上の自衛隊施設整備事業 42件（①に該当する事業を除く）

3. PFI事業の有効性について

○これまでに実施したPFI事業について、当初に期待された効果を得られているかを確認する。

【調査対象件数】

- ・防衛省においてPFI手法で実施された自衛隊施設整備事業4件
- ・国（防衛省を除く）や地方自治体等においてPFI手法で実施された施設整備等事業813件（出所）内閣府民間資金等活用事業推進室HP「PFI事業事例」

総 括 調 査 票

調査事案名 (37) 自衛隊施設整備へのPFI手法の導入状況

③調査結果及びその分析

1. PFI手法の適用検討対象の選定基準について

○調査対象事業173件について、規程への該当状況を確認したところ、【表2】のいずれの基準にも当てはまることにより、優先検討すべきとされた事業は皆無であった。なお、令和4年度分について、オに係る金額基準を5億円まで引き下げ、対象事業を215件まで拡大して確認したが、結果は同じく皆無であった。

○また、規程における個々の基準について、PFI事業を多数実施している国土交通省や財務省等において策定された優先検討規程の内容と比較してみたところ、国土交通省等の規程にア～ウに相当する基準は設けられていなかった。

【表2】優先検討の対象とする事業の基準

優先検討の対象とする事業

※下記いずれにも当てはまる場合に優先検討の対象とする

ア	新規に役務要員が必要となる防衛施設整備事業であって、当該役務の外部化が可能であるもの
イ	民間事業者の運営等のノウハウが蓄積されていると見込まれる防衛施設整備事業
ウ	仕様の自由度が大きく、民間事業者の創意工夫の余地がある防衛施設整備事業
エ	民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が期待できる防衛施設整備事業
オ	建設、製造又は改修を含む防衛施設整備事業にあっては、事業費総額10億円以上 (注)運営等のみを行う防衛施設整備事業にあっては、単年度の事業費1億円以上

【参考】優先検討の対象外とする事業の基準

優先検討の対象外とする事業

※下記いずれかに当てはまる場合は、優先検討の対象から除く

・既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている防衛施設整備事業
・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている防衛施設整備事業
・民間事業者が実施することが法的に制限されている防衛施設整備事業
・災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある防衛施設整備事業
・施設の使用目的等により完成時期が決定されているため、PPP/PFI手法を適用するための検討期間又は工期の不足が明らかな防衛施設整備事業
・PFI法第2条第1項第5号に規定する施設に係る防衛施設整備事業
・武力攻撃事態等において、その業務を隊員が実施する必要がある防衛施設整備事業

○防衛省が独自に設けたア～ウの基準については、

・アの基準は、既存要員で実施される多くの場合が除外されることとなるが、除外しなければならない理由は必ずしも整理されていないこと

・イ及びウの基準は、その内容を見るとエの基準に包含されるものと考えられるが、このような定性的な複数の基準を設けることは、統一的な評価を困難とすることを踏まえれば、独自の基準を設ける防衛省特有の必要性や合理性については疑問が残り、これらの基準がなければ優先検討対象となった事案があったことも考慮すると、これら独自の基準がPFI手法の適用検討の妨げとなった可能性があったと考えられる。【表3】

【表3】調査対象事業215件の基準への該当状況

防衛省優先検討規定									
ア		イ		ウ		エ		オ	
○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
7	208	6	209	12	203	12	203	175	40

④今後の改善点・検討の方向性

1. PFI手法の適用検討対象の選定基準について

○現行の防衛省の規程には合致しないものの、各省各庁等のPFI事業実施施設と施設の利用方法等が類似する宿舎や学校施設などPFI手法を導入できる可能性がある自衛隊施設が一定数あると推察される。

○PFI手法は自衛隊施設に対しても一定のメリットが期待される有効な手法である可能性があり、事業ごとにPFI手法の適用を検討することが適切であることから、PFI手法の適用検討の初期段階から適用の可能性が排除されるおそれのある基準の見直しを含めて検討すべきである。

総 括 調 査 票

調査事案名 (37) 自衛隊施設整備へのPFI手法の導入状況

③調査結果及びその分析

2. 選定における審査状況について

○同種同様の事業であっても、規程における基準への該当状況にばらつきが生じており、防衛省においてPFI事業を実施した前例がある事業であっても、ア～エのいずれの基準にも該当していないものもあった。

○自衛隊施設の整備事業は、各自衛隊など複数の部署において所掌されているにも関わらず、基準への該当の有無は各部署の担当者の判断に一任されており、PFI事業に関する事務マニュアルなども未整備であったことから、全事業に対する横串しの観点による審査は十分に行える仕組みとなっていなかった。

3. PFI事業の有効性について

○PFI手法で実施された自衛隊施設整備事業について、PFI手法で実施した場合に従来の方式から削減される事業費の割合であるVFM(※)の値を確認したところ、全事業について従来方式からの削減効果が発現しており、さらには4事業のうち3事業で、落札時におけるVFM値が当初の期待値を上回るなど、PFI手法の導入効果が確認された。【表4】

※ VFM (Value for Money)

施設等の管理者等が自ら整備等を行う場合の公的財政負担見込額とPFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担見込額との比較による効果測定方法

○また、地方自治体においては、自衛隊施設と利用方法や人員規模等が類似している学校施設について、空調設備や耐震化などの個別機能に着目したPFI事業も実施されている。地方自治体の公表情報によりこれらの事業のVFM値を確認したところ、自衛隊施設整備事業と比して効率化の効果（PFI事業選定時のVFM値/落札者決定時のVFM値）が高い事業もあった。【表5】

【表4】PFI手法で実施された自衛隊施設整備事業のVFM値

事業名	PFI事業 選定時	落札者 決定時
立川公務員宿舎（仮称）整備等事業	4.0%	25.7%
海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業	5.0%	14.9%
海上自衛隊呉史料館建設維持管理運営事業	8.3%	5.3%
海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業	2.6%	2.8%
防衛省の実施事業平均（単純平均）	5.0%	12.2%

【表5】地方自治体における学校施設のPFI事業のVFM値（例）

類型	PFI事業 選定時	落札者 決定時
学校施設空調整備PFI事業	4.7%	18.4%
学校施設耐震化PFI事業	2.5%	23.7%

④今後の改善点・検討の方向性

2. 選定における審査状況について

○選定において、規程にある基準への該当状況にばらつきが見られることを踏まえて、多数のPFI事業の実績を有する他省庁の取組も参考にし、PFI事業に関するマニュアルの策定や防衛省全体の施設整備事業を横断的にチェックできる仕組みを講じるなど、適切な審査の実施に向けて取り組むべきである。

3. PFI事業の有効性について

○PFI手法の導入実績として、一部の自衛隊施設に対しては、施設運用中の特段の支障がない中で、PFI手法が有効に機能していることが確認されたことから、これらの導入実績事例の各担当部署に対する周知・共有をしっかりと行うべきである。

○また、各省各庁や地方自治体で実施されたPFI事業のうち、施設の利用方法等が自衛隊施設と類似する事例について、内閣府民間資金等活用事業推進室が公表している「PFI事業事例」なども活用し、事例の洗い出しや事業内容の分析を進めるべきである。

○なお、今後の導入検討に当たっては、「PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）」（令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）の方針に基づき、公的財政負担額の差異だけでなく、業務効率化による効果等も総合勘案したVFMの客観的評価や、民間事業者の創意工夫の活用等による社会価値等への評価を踏まえることにも留意すべきである。